

入間市手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類		金額		事務の種類		金額	
1の項～51の項 略				1の項～51の項 略			
52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 _____ _____ _____ ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m ² 未満のもの 11,000円 床面積の合計が300m ² 以上のもの 23,000円	52	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 <u>一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</u> ア 略 イ <u>共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項及び次項において「共同住宅等」という。）の住戸部分</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数</u>

		<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>__ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>(以下この項及び次項において「申請住戸数」という。)が1戸のもの 5,000円</p> <p>申請住戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円</p> <p>申請住戸数が6戸以上10戸以下のもの 18,000円</p> <p>申請住戸数が11戸以上のもの 31,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。)Iの第2の2の2-3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>_____の 合計が300m²未満のもの <u>11,000円</u> 床面積の合計が300m²以上のもの <u>19,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が200m²未満のもの <u>40,000円</u> 床面積の合計が200m²以上のもの <u>44,000円</u></p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m²未満のもの <u>80,000円</u> 床面積の合計が300m²以上のもの <u>135,000円</u></p>			<p>部分の床面積を除く。このウ及び次項第1号ウにおいて同じ。)の合計が300m²以内のもの <u>10,000円</u> 床面積の合計が300m²を超えるもの <u>19,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 <u>38,000円</u></p> <p>イ 共同住宅等の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 申請住戸数が1戸のもの <u>38,000円</u> 申請住戸数が2戸以上5戸以下のもの <u>66,000円</u> 申請住戸数が6戸以上10戸以下のもの <u>96,000円</u> 申請住戸数が11戸以上のもの <u>140,000円</u></p> <p>ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。次項第2号ウに</p>
--	--	--	--	--	--

						<p>において同じ。)の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m^2以内のもの 111,000円</p> <p>床面積の合計が300m^2を超えるもの 145,000円</p> <p>エ 共同住宅等の住戸以外の部分 (共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(オに掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m^2以内のもの 250,000円</p> <p>床面積の合計が300m^2を超えるもの 317,000円</p> <p>オ 共同住宅等の住戸以外の部分 (共同住宅の共有部分を除く。)及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法(市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。))を採用した場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそ</p>
--	--	--	--	--	--	--

		<p>(3) <u>第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p><u>床面積の合計が200m²未満のもの</u> の 20,000円</p> <p><u>床面積の合計が200m²以上のもの</u> の 22,000円</p> <p><u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p><u>床面積の合計が300m²未満のもの</u> の 38,000円</p> <p><u>床面積の合計が300m²以上のもの</u> の 66,000円</p> <p>(4) <u>第1号以外の場合で、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分(次号に</u></p>			<p><u>れぞれ次に定める額</u></p> <p><u>床面積の合計が300m²以内のもの</u> 91,000円</p> <p><u>床面積の合計が300m²を超えるもの</u> 118,000円</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>掲げる場合を除く。) 次に掲げる <u>区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>床面積の合計が300m²未満のもの</u> <u>267,000円</u> <u>床面積の合計が300m²以上のもの</u> <u>334,000円</u></p>		
	<p>(5) <u>第1号以外の場合で、非住宅用途</u> <u>を含む建築物の非住宅部分(エネル</u> <u>ギー消費性能の計算方法として、モ</u> <u>デル建物法(市長が別に定める方法</u> <u>をいう。次項において同じ。))を採</u> <u>用した場合に限る。)</u> 次に掲げる <u>区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>床面積の合計が300m²未満のもの</u> <u>102,000円</u> <u>床面積の合計が300m²以上のもの</u> <u>130,000円</u></p>		
	<p>(6) 都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項の規定に基づき、 建築基準関係規定に適合するかど うかの審査の申出があつた場合は、 ____、32の項の定め るところにより算定した建築物確 認申請又は計画通知手数料の額(建 築基準法第6条の3又は第18条第</p>		<p>③ 都市の低炭素化の促進に関する 法律第54条第2項の規定に基づき、 建築基準関係規定に適合するかど うかの審査の申出があつた場合は、 前二号に定める額に、32の項の定め るところにより算定した建築物確 認申請又は計画通知手数料の額(建 築基準法第6条の3又は第18条第</p>

			4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)				4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物（同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)
53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 _____ _____	53	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 <u>一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</u> ア 略 イ <u>共同住宅等の住戸部分</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に

	<p>れぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 5,500円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 11,500円</p>		<p>定める額</p> <p>申請住戸数が1戸のもの 2,500円</p> <p>申請住戸数が2戸以上5戸以下のもの 5,000円</p> <p>申請住戸数が6戸以上10戸以下のもの 9,000円</p> <p>申請住戸数が11戸以上のもの 15,500円</p>
	<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの 5,500円</p> <p>床面積の合計が300m²以上のもの 9,500円</p>		<p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²以内のもの 5,000円</p> <p>床面積の合計が300m²を超えるもの 9,500円</p>
	<p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が200m²未満のもの</p>		<p>(2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>イ 共同住宅等の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>申請住戸数が1戸のもの 19,000円</p>

		<p><u>の 20,000円</u> <u>床面積の合計が200m²以上のも</u> <u>の 22,000円</u></p> <p><u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅</u> <u>部分 次に掲げる区分に応じそ</u> <u>れぞれ次に定める額</u> <u>床面積の合計が300m²未満のも</u> <u>の 40,000円</u> <u>床面積の合計が300m²以上のも</u> <u>の 67,500円</u></p>			<p><u>0円</u> <u>申請住戸数が2戸以上5戸以下</u> <u>のもの 33,000円</u> <u>申請住戸数が6戸以上10戸以下</u> <u>のもの 48,000円</u> <u>申請住戸数が11戸以上のも</u> 7 <u>0,000円</u></p> <p><u>ウ 共同住宅の共有部分 次に掲</u> <u>げる区分に応じそれぞれ次に定</u> <u>める額</u> <u>床面積の合計が300m²以内のもの</u> <u>55,500円</u> <u>床面積の合計が300m²を超えるも</u> <u>の 72,500円</u></p> <p><u>エ 共同住宅等の住戸以外の部分</u> <u>(共同住宅の共有部分を除く。)</u> <u>及び住宅の用途を含まない建築</u> <u>物(オに掲げる場合を除く。)</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ</u> <u>次に定める額</u> <u>床面積の合計が300m²以内のもの</u> <u>125,000円</u> <u>床面積の合計が300m²を超えるも</u> <u>の 158,500円</u></p> <p><u>オ 共同住宅等の住戸以外の部分</u></p>
--	--	--	--	--	---

			<p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が200m²未満のもの 10,000円</p> <p>床面積の合計が200m²以上のもの 11,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²未満のもの</p>			<p>(共同住宅の共有部分を除く。)</p> <p>及び住宅の用途を含まない建築物(エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300m²以内のもの 45,500円</p> <p>床面積の合計が300m²を超えるもの 59,000円</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p>係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は_____、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)</p>			<p>係規定に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、<u>前二号に定める額に</u>、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(建築基準法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を加算した額</p>	
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2項又は	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 略 (2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合((1)アに掲げる場合を除く。) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令_____第</p>	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2項又は	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 略 (2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合((1)アに掲げる場合を除く。) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第</p>

	第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査		1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m ² 未満のもの 267,000円 床面積の合計が300m ² 以上のもの 334,000円 イ 略 (3) 略		第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査		1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 床面積の合計が300m ² 未満のもの 267,000円 床面積の合計が300m ² 以上のもの 334,000円 イ 略 (3) 略
55	建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 略 (2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するもの ア・イ 略 (3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	55	建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 略 (2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに適合するもの ア・イ 略

			<p><u>床面積の合計が200m²未満のもの</u> の 20,000円</p> <p><u>床面積の合計が200m²以上のもの</u> の 22,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積の合計が300m²未満のもの</u> の 38,000円</p> <p><u>床面積の合計が300m²以上のもの</u> の 66,000円</p>				
			(4)~(6) 略			(3)~(5) 略	
56	建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 前項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 前項第3号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	56	建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに適合するもの 前項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

